

平成二十八年三月二十四日

青森県教育委員会第八百六回定例会

期日 平成二十八年三月二十四日（木）  
場所 教育庁教育委員会室

## 会議次第

- 一 開会
- 二 報告  
報告第一号 議案に対する意見について 1
- 三 議案  
議案第一号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案 3  
議案第二号 青森県立学校管理規則及び指導改善研修の実施に関する規則の一部を  
改正する規則案 5  
議案第三号 青森県立少年自然の家規則の一部を改正する規則案 6
- 四 その他  
県立高等学校教育改革次期計画の枠組み等について 7  
職員の懲戒処分の状況 7
- 五 委員長選挙 7
- 六 閉会

（別紙）

## 報告第一号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた左記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第四条第一項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

### 記

- 一 平成二十八年度青森県一般会計予算案（教育委員会所管分）
- 二 青森県行政不服審査提出書面等交付手数料等の徴収に関する条例案
- 三 青森県都市公園条例の一部を改正する条例案
- 四 青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案
- 五 青森県立少年自然の家条例の一部を改正する条例案
- 六 青森県白神山地ビジターセンター条例等の一部を改正する条例案
- 七 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案
- 八 青森県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案
- 九 職員の分限に関する手続及び効果についての条例の一部を改正する条例案

十 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

十一 青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例案

十二 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

十三 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

十四 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

十五 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

十六 職員の退職手当に関する条例及び青森県県税条例の一部を改正する条例案

十七 青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案

十八 平成二十七年度青森県一般会計補正予算（第四号）案（教育委員会所管分）

議案第一号

青森県立学校学則の一部を改正する規則案

青森県立学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一青森県立黒石高等学校の項中

全日制の課程		普通科	
看護科	普通科	看護科	普通科
三年		三年	

を

に改め、同表青森県立五所川原農林高等学校の項中

全日制の課程		普通科	
看護科	普通科	看護科	普通科
三年		三年	

を

食品科学科

生活科学科

を

食品科学科

に改め、同表青森県立三本木農業高等学校の項中

農業経済科

生活科学科

機械科	電子機械科
-----	-------

を

機械科

に改める。

農業経済科

に改め、同表青森県立むつ工業高等学校の項中

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 青森県立五所川原農林高等学校の生活科学科、青森県立三本木農業高等学校の生活科学科及び青森県立  
むつ工業高等学校の電子機械科は、改正後の青森県立学校学則別表第一の規定にかかわらず、この規則の  
施行の日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。



提 案 理 由

青森県立黒石高等学校の定時制の課程の閉課程及び青森県立五所川原農林高等学校等の学科の廃止に伴う  
所要の整備を行うため提案するものである。

青森県立学校管理規則及び指導改善研修の実施に関する規則の一部を改正する規則案

青森県立学校管理規則及び指導改善研修の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

（青森県立学校管理規則の一部改正）  
第一条 青森県立学校管理規則（昭和三十二年十一月青森県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「営利企業等に従事する場合」を「営利企業への従事等をする場合」に改める。  
(指導改善研修の実施に関する規則の一部改正)

第二条 指導改善研修の実施に関する規則（平成二十年三月青森県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

附 則  
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

地方公務員法の改正に伴う所要の整理を行うため提案するものである。

青森県立少年自然の家規則の一部を改正する規則案

青森県立少年自然の家規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立少年自然の家規則の一部を改正する規則

青森県立少年自然の家規則（昭和四十六年七月青森県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条、第三条第二項第四号及び第四条中「少年自然の家」を「青森県立梵珠少年自然の家」に改め、第六条第一号中「所長」の下に「（青森県立種差少年自然の家にあつては教育長。以下同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。



提案理由

青森県立種差少年自然の家の管理を指定管理者に行わせることに伴う所要の整備を行うため提案するものである。

[その他]

## 職員の懲戒処分の状況

平成28年3月（2月1日～3月23日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 東青地域青森市の小学校 教諭（58歳 男性）  
②事件の概要等 窃盗（万引き）  
・平成28年1月3日（日）午前10時30分頃、青森市内のショッピングセンターにおいて、食料品1点（700円程度）を上着のポケットに入れ、車に戻ろうとしたところで、警備員に声をかけられ、警察に通報された。  
・平成28年2月24日（水）不起訴処分となった。  
③処分内容 停職3月（同日付で辞職を承認）  
④処分年月日 平成28年3月18日
- 事案2 ①被処分者 東青地域青森市の小学校 教諭（45歳 女性）  
②事件の概要等 人身事故（治療期間が30日以上3月末満）  
・平成27年8月13日（木）午前11時55分頃  
・青森市内の市道  
・自動車を運転中、反対車線側の店舗駐車場に入るため右折しようとした際、対向車線から走行してきた自動二輪車に気付き停車したが、自動二輪車が体勢を崩して転倒したもの。  
・事故の相手方（男性1名 約3か月間の加療）  
③処分内容 戒告  
④処分年月日 平成28年2月2日
- 事案3 ①被処分者 東青地域青森市の小学校 教諭（60歳 女性）  
②事件の概要等 人身事故（治療期間が15日以上30日未満）  
・平成27年10月26日（月）午前9時48分頃  
・青森市内の国道  
・自動車を運転中、信号が赤になったため停車しようとしたところ、止まりきれず前方で停車していた自動車に追突したもの。  
・事故の相手方（男性1名 約20日間の加療）  
③処分内容 戒告  
④処分年月日 平成28年2月24日  
⑤その他 平成26年9月21日に速度超過を起こしていることから量定を加重。

- 事案4 ①被処分者 中南地域弘前市の中学校 教諭（40歳 男性）  
②事件の概要等 不適切な指導  
・平成27年8月25日（火）、学校行事の準備ための活動時間中、生徒を指導する際、生徒を抱きかかえ教室内のロッカーに入れて手を離したところ、生徒が落下したもの。  
・生徒が右膝挫傷（全治7日間）  
③処分内容 戒告  
④処分年月日 平成28年2月23日
- 事案5 ①被処分者 中南地域の高等学校 教諭（40歳 男性）  
②事件の概要等 人身事故（治療期間が15日未満）  
・平成27年12月9日（水）午後4時55分頃  
・弘前市内の県道  
・自動車を運転中、横断歩道以外のところから道路を横断しようとした歩行者を避けようとしたが間に合わず、歩行者に接触したもの。  
・事故の相手方（男性1名 全治1週間の加療）  
③処分内容 戒告  
④処分年月日 平成28年2月17日  
⑤その他 平成25年1月20日に人身事故、平成26年5月27日に物損事故を起こしていることから量定を加重。

## [その他]

## 県立高等学校教育改革次期計画の枠組み等について

## 1 県立高等学校教育改革次期計画の枠組み

## (1) 次期計画の構成

次期計画は、今後の高等学校教育改革に関する基本的な考え方を示す「基本方針」と地区ごとの具体的な学校規模・配置等を示す「実施計画」とで構成する。

なお、実施計画の策定に当たっては、あらかじめ各地区の市町村関係者、小・中学校PTA関係者等から意見を伺うため、「地区意見交換会」を開催する。

## (2) 基本方針

## ア 位置付け

- 青森県立高等学校将来構想検討会議からの答申及び県民から寄せられた意見等を踏まえ、平成30年度以降の県立高等学校の基本的な方向性を示す。
  - ・基本理念
  - ・学校・学科の在り方
  - ・学校規模・配置 等
- 答申で提言されている基準等を具体的に示す。
  - ・通学環境に配慮して配置する高等学校を判断する観点
  - ・通学環境に配慮して配置する高等学校の募集停止等を検討する基準 等
- 県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】において、次期計画で検討するとしていた項目について具体的な方向性を示す。
  - ・1学級規模の学校の方向性

## イ 期間

- 平成30年度以降の概ね10年間

## ウ 策定時期

- 平成28年8月頃

## (3) 第1期実施計画

## ア 位置付け

- 第1期実施計画における地区ごとの具体的な学校規模・配置、学科改編等(重点校等を含む)を示す。
- 第2期実施計画の見通しを示す。

## イ 期間

- 平成30年度から平成34年度までの5年間

## ウ 策定時期

- 平成29年7月頃

## 2 青森県立高等学校将来構想検討会議からの答申に関する意見募集等の結果

### (1) 意見募集等の概要

#### ア 県民からの意見募集

[募集期間]

平成28年1月26日から2月24日まで

[提出数]

16件

#### イ 市町村・各種団体への意見照会

[照会期間]

市町村：平成28年2月3日から2月12日まで

各種団体：平成28年2月3日から2月24日まで

[回答数]

市町村：28件

各種団体：4件

#### ウ 地区懇談会での意見交換等

[開催期間]

平成28年2月8日から2月19日まで

[参加者数等]

参加者数：121人

〔東青 15人、西北 18人、中南 7人、上北 32人、下北 16人、三八 33人〕

発言者数：26人

〔東青 3人、西北 4人、中南 2人、上北 7人、下北 4人、三八 6人〕

アンケート回答者数：71人（回収率58.7%）

〔東青 11人、西北 8人、中南 6人、上北 14人、下北 9人、三八 23人〕

### (2) 主な意見

#### ア 「県立高等学校将来構想の検討に当たって」に関する意見

- 地域を担う人財を育成することが重要である。（地区懇談会）
- 高校で地域や郷土を大切にする心を育む取組をしてほしい。（地区懇談会）
- 県全体が一丸となって高校教育を推進する「オール青森」の視点には説得力がある。この視点がぶれないように進めてほしい。（市町村）

#### イ 「学校・学科の在り方」に関する意見

- 将来、どのような職業があるかわからないのであれば、広く教養を身に付けるため、普通科の割合を増やした方が良い。（地区懇談会）
- 専門学科においても特色化を図ることが重要である。（市町村）
- 様々な事情を抱える生徒が進学している定時制課程の充実のため、スクールソーシャルワーカーの拡充等を期待する。（地区懇談会）

#### ウ 「学校規模・配置」に関する意見

- 通学環境への配慮が必要である。（地区懇談会）
- 市部の学級減を行い、郡部の学級増を行えば良い。（地区懇談会）
- 少子化の中、統合は避けられないことから、対象となる学校については十分な検討が必要である。（地区懇談会）
- 中心部から離れた場所にある小規模校であっても、地域のために残す必要がある。（地区懇談会）
- 異なる学科の3学級の高校を2校残すことではなく、統合して6学級とし、魅力ある学校とすることを検討してほしい。（地区懇談会）
- 今ある学科を維持し、生徒の進路の選択肢を確保してほしい。（地区懇談会）
- 重点校だけではなく、それぞれの高校において特色ある教育活動ができるような配慮をしてほしい。（市町村）
- 抱点校とならない専門高校も、学科の選択肢は残ることを保護者に伝えるべきである。（地区懇談会）
- 統合校では、明確な理念と目標を掲げ、地域に貢献する人財を育成し、将来の地域社会にとって有益になることを示してほしい。（各種団体）
- 普通科と商業教育を主とする専門学科を併設する形での高校教育の在り方なども是非検討していただきたい。（市町村）
- 小規模校の課題が伝わっていない。（市町村）

#### エ 「各地区の学校配置等に関する基本的な方向性」に関する意見

- 個別の高校の存続に関する要望（意見募集、地区懇談会、市町村）
- 商業教育の拠点校は2～3校とすべきである。（意見募集）

#### オ 「魅力ある高等学校づくりに向けて」に関する意見

- 関係市町村の十分な理解を得ながら進めてほしい。（地区懇談会）
- 私立高校や県立特別支援学校と一層の連携を深めてほしい。（各種団体）
- 個々の教員の資質能力の向上に力を注いでほしい。（地区懇談会）
- 学校施設の状況等についての色々な声を聞いて検討してほしい。（地区懇談会）
- 中学校1年生の時点で、進学したい高等学校や学科を目標として定め、取り組むことができるよう、統合や募集停止に関する情報は、早めに公表してほしい。（各種団体）

## 別紙資料2

### 県立高等学校教育改革次期計画の全体構成イメージ

- … 答申を踏まえ整理した考え方等
- … 答申を踏まえ具体化した基準等

#### 答申

《位置付け》  
平成30年度以降の県立高校の在り方に關する有識者からの提言

位置付  
け

#### 次期計画

##### 基本方針

《位置付け》  
○平成30年度以降の県立高校の  
基本的な方向性  
●基準の具体化等

#### H28. 1. 25答申

【基本理念】  
○これからの時代に求められる力  
○育成すべき人財  
○「オール青森」の視点  
【学校・学科の在り方】  
○学科の見直し  
○重点校・拠点校の設置

等  
○通学環境に配慮した対応  
○地域の意見を伺う機会  
○募集停止等を検討する観点

等  
【各地区の基本的な方向性】  
○学校規模・配置の状況  
○重点校・拠点校の設置  
【魅力ある学校づくり】

#### H28. 8項を予定

【基本理念】  
○これからの時代に求められる力  
○育成すべき人財  
【学校・学科の在り方】  
○学科の方向性  
○重点校・拠点校の設置

等  
○市町村関係者、小・中学校PTA関係者等  
【目的】  
●重点校・拠点校・通学環境に配慮し配置する高校を含めた地区の学校配置の在り方に對する意見交換を行う

等  
【魅力ある学校づくり】

#### H29. 7項を予定

【地区ごとの学校規模・配置】  
●重点校・拠点校・通学環境に配慮し配置する高校の具体的な学校規模の配置  
●統合を含む具体的な学校配置等  
●学科改編

等  
○生徒数等の見込  
○第2期の主な再編地区  
○第2期に重点を置いて改編する学科

【地区意見交換会(3回程度)】  
●委員構成  
○市町村関係者、小・中学校PTA関係者等  
【目的】  
●重点校・拠点校・通学環境に配慮し配置する高校を含めた地区の学校配置の在り方に對する意見交換を行う

等  
【第2期の見通し】  
●地区意見交換会(3回程度)

等  
●重点校・通学環境に配慮し配置する高校を含めた地区の学校配置の在り方に對する意見交換を行う  
↑ 提示

#### 実施計画

##### 実施計画

《位置付け》  
●地区ごとの具体的な学校規模・配置等

#### H29. 7項を予定

【地区ごとの学校規模・配置】  
●重点校・拠点校・通学環境に配慮し配置する高校の具体的な学校規模の配置  
●統合を含む具体的な学校配置等  
●学科改編

等  
○生徒数等の見込  
○第2期の主な再編地区  
○第2期に重点を置いて改編する学科

【地区意見交換会(3回程度)】  
●委員構成  
○市町村関係者、小・中学校PTA関係者等  
【目的】  
●重点校・拠点校・通学環境に配慮し配置する高校を含めた地区の学校配置の在り方に對する意見交換を行う

等  
【第2期の見通し】  
●地区意見交換会(3回程度)

等  
●重点校・通学環境に配慮し配置する高校を含めた地区の学校配置の在り方に對する意見交換を行う  
↑ 提示